

国内の諸制度における通知・公告

資料2-1

制度	根拠規定	制度趣旨	通知・公告の内容	方法					その他			
				主体	費用			通知・公告の方法		通知先の把握方法	申出期間	申出先
					額	負担者	負担方法					
被害回復分配金支払制度	犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律	振り込み詐欺等の犯罪行為による被害者に対する被害回復分配金の支払等のため、預金等に係る債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続等を定め、もって被害者の財産的被害の迅速な回復等に資するもの	<p>①消滅手続が開始された旨</p> <p>②対象預金口座等に係る金融機関及びその店舗並びに預金等の種別及び口座番号</p> <p>③対象預金口座等の名義人の氏名又は名称</p> <p>④対象預金等債権の額</p> <p>⑤対象預金口座等に係る名義人その他の対象預金等債権に係る債権者による当該対象預金等債権についての金融機関への権利行使の届出又は払戻しの訴えの提起若しくは強制執行等(権利行使の届出等)に係る期間</p> <p>⑥権利行使の届出の方法</p> <p>⑦払戻しの訴えの提起又は強制執行等に関し参考となるべき事項として主務省令で定めるもの</p> <p>⑧期間内に権利行使の届出等がないときは、対象預金等債権が消滅する旨</p> <p>⑨その他主務省令で定める事項(第5条第1項)</p>	預金保険機構(第5条第1項)	平成20年度の運営費用は2億円(その他の公告費用も含む)	金融機関	借入金で賄い、その後金融機関から手数料を徴収する(第29、第30条)	○公告 インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法(第27条) (預金口座等に係る取引の停止等の措置を講ずる際に、金融機関が名義人に連絡していることがある。)	—	60日以上でなければならない(第5条第2項)	金融機関(第5条第1項5号)	
			<p>①消滅預金等債権について、被害回復分配金の支払手続が開始された旨</p> <p>②対象預金口座等に係る金融機関及びその店舗並びに預金等の種別及び口座番号</p> <p>③対象預金口座等の名義人の氏名又は名称</p> <p>④消滅預金等債権の額</p> <p>⑤支払申請期間</p> <p>⑥被害回復分配金の支払の申請方法</p> <p>⑦被害回復分配金の支払の申請に関し参考となるべき事項として主務省令で定めるもの</p> <p>⑧その他主務省令で定める事項(第11条第1項)</p>	預金保険機構(第11条第1項)	平成21年度の運営費用は1億9600万円(その他の公告費用も含む)	金融機関	借入金で賄い、その後金融機関から手数料を徴収する(第29、第30条)	○公告 インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法(第27条) (金融機関は、権利行使届出期間内に対象用口座等に係る振込利用犯罪行為により被害を受けた旨の申出をした者があるときは、その者に対し、被害回復分配金の支払の申請に関し利便を図るための措置を適切に講じる(第5条第4項)。金融機関は、対象犯罪行為による被害を受けたことが疑われる者に対し、被害回復分配金の支払手続の実施等について周知するため、必要な情報の提供その他の措置を適切に講じる(第11条第4項)。)	—	30日以上でなければならない(第11条第2項)	金融機関(第12条第1項)	
遺失物法	遺失物法	遺失物等の拾得及び返還に係る手続につき必要な事項を定めるもの	<p>①物件の種類及び特徴</p> <p>②物件の拾得の日時及び場所(第7条第1項)</p>	物件の提出を受けた警察署長(第7条第1項)	—	—	—	○公告 物件の提出を受けた警察署の掲示場に掲示(第7条第2項)(当該事項を記載した書面を当該警察署に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に閲覧させることにより、掲示に代えることができる(第7条第3項))	—	—	—	
公示催告制度	非訟事件手続法	裁判所が不特定又は未知・不分明の利害関係人に対し失権の警告を付して権利届出の催告をし、定められた期間内に誰からも権利の申出のないときに、当該権利につき失権の効力を生ずる旨の裁判(除権決定)をするもの	<p>①申立人の表示</p> <p>②権利の届出の終期の指定</p> <p>③前号に規定する権利の届出の終期までに当該権利を届け出るべき旨の催告</p> <p>④前号に掲げる催告に応じて権利の届出をしないことにより生ずべき失権の効力の表示(第143条第1項)</p> <p>有価証券無効宣言公示催告(第159条第1項)</p> <p>①申立人の表示</p> <p>②権利を争う旨の申述の終期の指定</p> <p>③前号に規定する権利を争う旨の申述の終期までに権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出すべき旨の有価証券の所持人に対する催告</p> <p>④前号に掲げる催告に応じて権利を争う旨の申述をしないことにより有価証券を無効とする旨を宣言する旨の表示</p>	裁判所	(有価証券無効宣言公示催告についての例) ①申立手数料: 1,000円 ②予納郵券: 1,270円~1,360円 ③予納金(官報公告費用): 手形18,146円、小切手15,088円、ただし証券の内容・枚数によって異なる。	申立人	申立時、裁判所に納付	○公告 ・裁判所の掲示場に掲示、かつ、官報に掲載(第144条第1項) ・相当と認めるときは、加えて、日刊新聞に掲載(第144条第2項) ※運用上、日刊新聞に掲載することはないようである。	—	官報に掲載した日から権利の届出の終期までの期間は、他の法令に特別の定めがある場合を除き、2ヶ月を下ってはならない。(第145条)	裁判所	・権利の届出の終期までに権利の適法な届出又は権利を争う旨の申述がない場合は、除権決定を行う。(第148条) ・有価証券無効宣言公示催告手続においては、除権決定において有価証券を無効とする旨を宣言する。(第160条)

制度	根拠規定	制度趣旨	通知・公告の内容	方法							その他	
				主体	費用			通知・公告の方法	通知先の把握方法	申出期間		申出先
					額	負担者	負担方法					
被害回復給付金支給制度	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第13条第2項に規定する掲げる罪の犯罪行為により財産的被害を受けた者に対して、没収された犯罪被害財産、追徴されたその価額に相当する財産及び外国譲与財産により被害回復給付金を支給することによって、その財産的被害の回復を図るもの	<p>犯罪被害財産支給手続を開始する場合</p> <p>①犯罪被害財産支給手続を開始した旨 ②犯罪被害財産支給手続を行う検察官が所属する検察庁 ③支給対象犯罪行為の範囲 ④当該決定の時ににおける給付資金の額 ⑤支給申請期間 ⑥その他法務省令で定める事項 ・犯罪被害財産支給手続の表示 ・犯罪被害財産支給手続を開始する旨の決定の年月日 ・開始決定に係る犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判をした裁判所、当該裁判があった年月日及びこれが確定した年月日、当該裁判を受けた被告人の氏名又は名称並びに当該没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名 ・法第6条第2項又は第4項の規定により開始決定をしたときは、その旨 ・対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについての判断の参考となるべき事項 ・その他必要な事項 (法第7条第1項各号、規則第6条第1項各号) ※知れている対象被害者等に対しては上記公告すべき事項を通知しなければならない。(法第7条第3項)</p> <p>特別支給手続を開始する場合</p> <p>①特別支給手続を開始した旨 ②残余給付資金の額 ③特別支給申請期間 ④その他省令で定める事項 ・犯罪被害財産支給手続の表示 ・特別支給手続を開始する旨の決定の年月日 ・開始決定に係る犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判をした裁判所、当該裁判があった年月日及びこれが確定した年月日、当該裁判を受けた被告人の氏名又は名称並びに当該没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名 ・対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについての判断の参考となるべき事項 ・その他必要な事項 (法第19条第1項各号、規則第20条第1項各号) ※知れている対象被害者等に対しては上記公告すべき事項を通知しなければならない。(法第19条第3項)</p>	検察官 (通知に関する事務については被害回復事務管理人(弁護士・弁護士法人)を検察官が選任し、行わせることができる。) (法第22条第1項第1号)	—	給付資金から支弁する。(法第2条第7項)	—	<p>○公告 ・官報に掲載する(第7条第1項) (官報に掲載する費用に足りないとき、その他相当と認めるときは、支給手続等を行う検察官が所属する検察庁の掲示場に30日間掲示することで官報掲載に代えることができる。)(規則第4条第1項)</p> <p>○通知 郵便、信書便その他適宜の方法による。(規則第4条第2項)</p>	捜査・公判手続等の刑事手続において収集された資料に基づく。	30日以上でなければならない。(法第7条第2項)	検察官 (申請の受付及びこれに関する事務は被害回復事務管理人に行わせることができる(法第22条第1項第4号、規則第24条))	被害回復給付金の支給を受けようとする者は、支給申請期間内に所定の事項を記載した申請書に下記事項を添付して申請しなければならない。 ・申請人が対象被害者等であること的基础となる事実 ・支給対象犯罪行為により失われた財産の価額
			<p>特別支給手続を開始する場合</p> <p>①特別支給手続を開始した旨 ②残余給付資金の額 ③特別支給申請期間 ④その他省令で定める事項 ・犯罪被害財産支給手続の表示 ・特別支給手続を開始する旨の決定の年月日 ・開始決定に係る犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判をした裁判所、当該裁判があった年月日及びこれが確定した年月日、当該裁判を受けた被告人の氏名又は名称並びに当該没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名 ・対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについての判断の参考となるべき事項 ・その他必要な事項 (法第19条第1項各号、規則第20条第1項各号) ※知れている対象被害者等に対しては上記公告すべき事項を通知しなければならない。(法第19条第3項)</p>	検察官 (通知に関する事務については被害回復事務管理人(弁護士・弁護士法人)を検察官が選任し、行わせることができる。) (法第22条第1項第1号))	—	給付資金から支弁する。(法第2条第7項)	—	<p>○公告 ・官報に掲載する(第19条第1項) (官報に掲載する費用に足りないとき、その他相当と認めるときは、支給手続等を行う検察官が所属する検察庁の掲示場に30日間掲示することで官報掲載に代えることができる(規則第4条第1項))。</p> <p>○通知 郵便、信書便その他適宜の方法による。(規則第4条第2項)</p>	捜査・公判手続等の刑事手続において収集された資料に基づく。	30日以上でなければならない。(法第19条第2項)	検察官 (申請の受付及びこれに関する事務は被害回復事務管理人に行わせることができる。(法第22条第1項第4号、規則第24条))	特別支給手続とは、犯罪被害財産支給手続における支給申請期間内に被害回復給付金の支給の申請をしなかった者又は法第17条第1項に規定する一般承継人で同項の届出をしなかったものに対して残余給付資金(被害回復給付金の支給等に係る手続が終了した後の残余の給付資金)から被害回復給付金を支給するための手続をいう。(第18条第1項)

制度	根拠規定	制度趣旨	通知・公告の内容	方法									
				主体	費用			通知・公告の方法	通知先の把握方法	申出期間	申出先	その他	
					額	負担者	負担方法						
破産手続	破産法	支払不能又は債務超過にある債務者の財産等の清算に関する手続を定めること等により、債権者その他の利害関係人の利害及び債務者と債権者との間の権利関係を適切に調整し、もって債務者の財産等の適切かつ公平な清算を図るとともに、債務者について経済生活の再生の機会の確保を図ることを目的とするもの	破産手続開始の公告(第三十二條第三項)及び(第三十二條第一項)及び(第三十二條第二項)	<p>①破産手続開始の決定の主文</p> <p>②破産管財人の氏名又は名称</p> <p>③破産債権の届出期間、破産債権の調査期間又は期日、財産状況報告集会の期日</p> <p>④破産財団に属する財産の所持者等は破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない旨</p> <p>⑤簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は債権調査期間満了時又は債権調査期日終了時まで異議を述べるべき旨</p>	<p>裁判所 (破産管財人に書面の送付その他通知に関する事務を取り扱わせることができる。(規則第7条))</p>	<p>(東京地裁における基準) ○裁判所予納金の額 同時廃止事件 即日面接 10,290円 即日面接以外 15,000円 自己破産管財事件 法人 12,830円 個人 16,090円</p> <p>○予納郵券の額 同時廃止・自己破産管財事件 合計4,000円分 債権者申立事件・大型合議事件 合計14,100円分 ※債権者等の数が多い場合には追加される</p>	<p>申立人(債権者)が納付した予納金は、財団債権となり、配当に先立ち償還される(第148條第1項第1号)</p>	<p>・申立人が破産手続の費用として予納(第22條第1項)</p> <p>・国庫仮支弁(第23條第1項)</p>	<p>○公告 官報掲載(第10條第1項)</p> <p>○通知 普通郵便(規則第12條、民訴規則第4條第1項)(通知先) ①破産管財人、破産者及び知れている債権者 ②知れている財産所持者等 ③保全管理人 ④労働組合等</p>	<p>申立人が提出する債権者一覧表(第20條第2項、規則第14條第2項)等</p>	<p>・債権届出期間につき、2週間以上4月以下、知れている破産債権者で日本国内に住居、居所、営業所又は事務所がないものがある場合には、4週間以上4月以下(規則第20條第1項第1号)</p> <p>・破産債権調査期間につき、債権届出期間の末日との間に1週間以上2月以下の期間を置き、1週間以上3週間以下(同第3号)</p> <p>・債権調査期日につき、債権届出期間の末日から1週間以上2月以内(同第4号)</p>	<p>・破産債権の届出につき、裁判所(第111條)</p> <p>・裁判所は、破産管財人に書面の送付その他通知に関する事務を取り扱わせることができる。(規則第7條)</p>	<p>※知れている債権者の数が千人以上であり、かつ、相当と認めるときは、破産債権者に対する通知を省略することができる(第31條第5項)。</p> <p>その場合、裁判所は、破産管財人が、日刊新聞に掲載し、又はインターネットを利用する等の方法により、通知すべき情報の周知を図る措置を執るものとする(規則第20條第3項)</p>
			開始時の公告事項(第三十二條第五項)	<p>①変更後の破産管財人の氏名又は名称</p> <p>②変更後の破産債権の届出期間、財産状況報告集会の期日</p>	同上	—	同上	同上	<p>○公告 官報掲載(第10條第1項)</p> <p>○通知 普通郵便(規則第12條、民訴規則第4條第1項)(通知先) ①破産管財人、破産者及び知れている破産債権者、知れている財産所持者等(破産管財人の氏名または名称に変更があった場合) ②破産管財人、破産者及び知れている破産債権者(破産債権の届出期間又は財産報告集会の期日に変更があった場合)</p>	<p>申立人が提出する債権者一覧表等</p>	—	同上	—
			(第百九十七條又は通知)	<p>①最後配当の手續に参加することができる債権の総額</p> <p>②最後配当をすることができる金額</p>	破産管財人	—	—	<p>管財人が破産財団から支出する。</p>	<p>○公告 官報掲載(第10條第1項)</p> <p>○通知 普通郵便(規則第12條、民訴規則第4條第1項) 通知が通常到達すべきであった時に到達したものとみなす(第197條第2項)(通知先) 届出をした破産債権者</p>	<p>債権調査の結果による</p>	<p>2週間の除斥期間(第198條) 除斥期間経過後1週間の異議申立期間(第200條第1項)</p>	<p>・異議等のある破産債権で無名義のものを有する破産債権者等の配当手續参加につき、破産管財人(第198條)</p> <p>・配当表に対する異議申立てにつき、裁判所(第200條第1項)</p>	—
			(第二百五十一條第二項)	①意見申述期間	<p>裁判所 (破産管財人に書面の送付その他通知に関する事務を取り扱わせることができる。規則第7條)</p>	—	申立人	申立人が予納	<p>○公告 官報掲載(第10條第1項)</p> <p>○通知 普通郵便(規則第12條、民訴規則第4條第1項)(通知先) ・破産管財人 ・知れている破産債権者</p>	<p>申立人が提出する債権者名簿(第248條第3項)</p>	<p>1月以上(第251條第3項)</p>	<p>裁判所</p>	<p>東京地裁では、一般的な自己破産の場合は、意見申述期間の満了日に免責審尋期日を指定し、第1回の財産状況報告集会と同時に開催する扱いである。</p>

制度	根拠規定	制度趣旨	通知・公告の内容	方法							その他	
				主体	費用			通知・公告の方法	通知先の把握方法	申出期間		申出先
					額	負担者	負担方法					
金融機関の更生手続の特例における預金保険機構の権限	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律	機構が一般預金者の代理をすることで当該預金者の負担を軽減してその保護に努めるとともに、機構による一般預金者の代理を通じて、更生手続等の迅速かつ適正な進行を確保するもの	更生手続開始決定の通知及び公告 ①更生手続開始の決定の本文 ②管財人の氏名又は名称 ③更生債権等届出期間及び更生債権等調査期間 ④財産所持者等は、更生会社はその財産を交付し、又は弁済をしてはならない旨 ⑤更生会社が発行した社債について社債管理者等がある場合における当該社債についての更生債権者等の議決権は、第190条第1項各号のいずれかに該当する場合(同条第3項の場合を除く。)でなければ行使することができない旨(会社更生法第43条第1項)	裁判所	—	申立人(会社、株主、債権者、監督庁(第377条第1項))、但し、株主、債権者は開始決定後、共益債権(会社更生法127条第1号)として管財人に請求できる。	申立人が裁判所に予納(会社更生法第21条第1項)	○公告 官報掲載(会社更生法第10条第1項) ○通知 開始決定について預金等債権に係る債権者に対しては、通知を要しない(第386条第1項) 預金保険機構に通知(第386条第2項)	—	・更生債権等届出期間につき、2週間以上4月以下、知れている更生債権者等で日本国内に住所、居所、営業所又は事務所がないものがある場合には、4週間以上4月以下(会社更生規則第19条第1項第1号) ・更生債権等調査期間につき、債権届出期間の末日から1週間以上4月以下の期間をおき、1週間以上2月以下	・預金者自らが更生手続に参加するときは、その旨を預金者から裁判所に届出(第394条第1項)	
			預金者表の縦覧 ①各更生債権の内容及び原因 ②一般の優先権がある債権又は約定劣後更生債権であるときはその旨 ③議決権の額 ④会社更生規則第36条に定める事項 ・更生債権者(=預金者)及び代理人の氏名又は名称及び住所 ・更生手続において書面を送付する方法によってする通知又は期日の呼び出しを受けるべき場所 ・会社更生法第136条第2項第1号から3号までに掲げる更生債権であるときはその旨 ・執行力ある債務名義又は終局判決のある更生債権であるときは、その旨 ・更生債権に関し更生手続開始当時訴訟に係属するときは、その訴訟に係属する裁判所、当事者の氏名又は名称及び事件の表示(第391条第1項、第86条第2項、第81条、会社更生法第138条第1項第1号～4号、会社更生法第144条第2項)	預金保険機構(第391条第1項)	—	規定なし	規定なし	<預金者表の縦覧> (第391条第2項) 預金者表を縦覧場所(営業店)にて縦覧(紙面及び電磁的記録の据え付け) <縦覧場所の公告> (第401条第2項) 縦覧場所を官報に掲載 *実務上、「公告」に加えて、営業店に掲示、預金保険機構のHPに掲載しているが、個別に通知はしない。 *縦覧業務を破綻金融機関に業務委託することができる。	預金保険機構は、金融機関に対し、預金者等の氏名・住所、預金等にかかる債権の内容等につき、資料の提出を求めることができる。	・縦覧期間 債権届出期間の末日の前日の2週間以上前日の日から、債権届出期間の末日の前日まで(最低2週間)(第391条第2項、第3項) ・預金者表の記載の追加等は、更生計画案を決議に付する旨の決定がされるまで行える。(第392条第2項、第3項)	・預金保険機構 ・預金者自らが更生手続に参加するときは、その旨を預金者から裁判所に届出(第394条第1項)	預金保険機構は、預金者等のために、更生手続に属する一切の行為をする(代理)。ただし、債権届出の取下げ、届出事項の不利益変更、更生債権等査定申立ての取下げ、更生債権の確定に関する訴訟の取下げ等については預金者の授権が必要。(第395条)
			議決権行使のための通知及び公告 同意しようとする更生計画案又は変更計画案の内容又はその要旨(第400条第1項、第2項)	預金保険機構(第400条第1項)	—	規定なし	規定なし	○公告 ○通知 通知は、その通知が通常到達すべきであったときに到達したものとみなす(第401条第1項)。	同上	集会期日又は書面投票期間の末日の2週間前までに通知・公告を行う(第400条第1項、第2項) 預金者の参加の届出は更生手続が終了するまでの間することができる(第394条第2項)	・預金者自らが更生手続に参加するときは、その旨を預金者から裁判所に届出(第394条第1項)	

制度	根拠規定	制度趣旨	通知・公告の内容	方法						その他		
				主体	費用			通知・公告の方法	通知先の把握方法		申出期間	申出先
					額	負担者	負担方法					
責任追及等の訴え	会社法第849条	馴合い訴訟の防止又は取締役に不当に有利な訴訟上の和解・訴えの取下げの防止のため、共同訴訟人として参加する機会を提供するもの	株式会社等社が公訴を提起したとき 責任追及等の訴えを提起した旨	株式会社		株式会社	—	○公告(公開会社のみ) 官報に掲載する方法、日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告。(第939条) 又は ○通知 株主に対する通知 株主名簿に記載し、又は記録した当該株主の住所に宛てて発送、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。(第126条第1項、第2項)	株主名簿(第121条、第126条)	—	裁判所(訴訟参加)	
資本金等の額を減少する場合の債権者の異議手続	会社法第449条	資本金等の額の減少により会社財産の社外流出が容易化するという形で不利益を受ける会社債権者を保護するもの	①当該資本金等の額の減少の内容 ②当該株式会社の計算書類に関する事項として法務省令で定めるもの ③債権者が一定の期間内(1か月を下らない期間内)に異議を述べることができる旨	株式会社		株式会社	—	○官報に公告し、かつ、知っている債権者には各別に催告する。 ○各別の催告の省略 官報に加え、日刊新聞紙又は電子公告によっても公告をするときは、各別の催告は要しない。(第449条第3項)	取引先等(債権者が誰であり、その債権がいくらかる原因に基づいていかなる内容のものかの大体を会社が知っている債権者)	1か月を下らない期間で、公告で定めた期間	株式会社	合併や会社分割等の組織再編を行うに当たっても、同様の債権者異議手続をとるものとされている(会社法第789条等)。 平成16年商法改正により、手続の簡易化、合理化の観点から各別の催告の省略が認められた。ただし、会社分割の場合は、債権者異議手続の対象となる債権者のうち、分割会社の不法行為により生じた債務の債権者(不法行為債権者)については、各別の催告を省略することができない(会社法第789条第3項等)。不法行為債権者の場合には会社との間に契約関係が無く各別の催告を受けないと、知らないままに異議催告期間を経過してしまう可能性が大きいという不利益があるからであるとされている。